千 葉 園 芸 プ ラ ス チ ッ ク 加 工 株 式 会 社 定 款

昭和４８年　３月１２日　制　定
昭和４９年　５月３０日　改　定
昭和５０年　５月２９日　改　定
昭和５１年　２月１８日　改　定
昭和５１年１２月１４日　改　定
平成　８年　５月３１日　改　定
平成　８年１２月２０日　改　定
平成　９年　４月２３日　改　定
平成　９年　７月　１日　改　定
平成１４年　６月１７日　改　定
平成１５年　６月１６日　改　定
平成１８年　３月２８日　改　定
平成１８年　６月１９日　改　定
平成２０年　６月２６日　改　定

第１章　総　　則

（商　号）
第１条　当社は千葉園芸プラスチック加工株式会社と称す。
（目　的）
第２条　当社は次の事業を営むことを目的とする。
　１．農家から排出する農業用廃プラスチック等の処理並びに成形再生加工及び販売
　２．上記に付帯する事業
（本店の所在地）
第３条　当会社は本店を千葉県東金市に置く。
（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
　１．取締役会
　２．監査役
（公告の方法）
第５条　当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１，８００株とする。
（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。
（株式取扱規則）
第８条　当会社の株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める「株式取扱規則」による。

（基準日）
第９条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第３章　株　主　総　会

（招集）
第１０条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。
２．株主総会は、本店所在地または千葉市で開催する。
（招集権者および議長）
第１１条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、会長がその議長となる。
２．会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役が招集し、その議長となる。
（決議の方法）
第１２条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（議決権の代理行使）
第１３条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。
２．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
（議事録）
第１４条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）
第１５条　当会社の取締役は１０名以内とする。
（取締役の選任）
第１６条　取締役は株主総会の決議によって、選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
（取締役の任期）
第１７条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第１８条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
３．取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、会長１名、副社長･専務取締役および常務取締役各若干名を選定ことができる。
（取締役会の招集権者および議長）
第１９条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、会長がその議長となる。
２．会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役が招集し、その議長となる。
（取締役会の招集通知）
第２０条　取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急その他の必要がある場合には、取締役および監査役全員の同意を得て召集の手続きを省略することができる。
（取締役会の決議方法）
第２１条　取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（取締役会の決議の省略）
第２２条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは､当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす｡ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
（取締役会の議事録）
第２３条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して当会社に保存する。
（取締役会規定）
第２４条　取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規定」による。
（取締役の報酬等）
第２５条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　監　査　役

（監査役の員数）
第２６条　当会社の監査役は１名以上とする。
（監査役の選任）
第２７条　監査役は株主総会の決議によって選任する。
２．監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期）
第２８条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）
第２９条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　顧問および参与

（顧問および参与の設置）
第３０条　この会社の運営について必要あるときは、顧問および参与を設けることができる。
２．参与は取締役会に出席し、意見、報告、説明を述べることができる。
（顧問および参与の委託）
第３１条　顧問および参与は代表取締役がこれを委嘱する。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第３２条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（剰余金の配当）
第３３条　当会社は、株主総会の決議によって毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という）を行う。
（除斥期間）
第３４条　配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
２．未払いの配当金には利息をつけない。

附　　則　（抄）
この定款の変更は平成２０年６月２６日から効力を生ずる。